トラフグの採捕制限の内容

- 1 山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会指示(別紙)により、山口県瀬戸 内海海域において、全長20cm以下のトラフグの採捕を周年禁止 します。
- 2 漁業者・遊漁者等に幅広く周知するため、2か月程度の周知期間 を確保し、トラフグの採捕制限は、平成29年9月1日から適用を 開始します。

【参考 採捕制限の目的】

- 1 山口県瀬戸内海は天然トラフグ稚魚の重要な育成場であり、かつ、 当該海域に種苗を集中放流しており小型トラフグが多く分布して いることから、これら小型トラフグを保護し危機的な資源状況を回 復させることが急務となっています。
- 2 漁業者だけでなく遊漁者も含めた資源管理に取組むことにより資源管理効果が最大限発揮でき、また、産卵親魚の増加に繋がることで資源の好循環(産卵→未成魚→成魚→産卵)による資源増大効果が期待されます。

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により、次のとおり指示する。

平成29年6月30日

山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会 会 長 森 友 信

1 指示の内容

全長20センチメートル以下のとらふぐは、採捕してはならない。ただし、 試験研究機関が試験研究のために採捕する場合は、この限りでない。

- 2 適用海域 山口県瀬戸内海海区
- 3 指示の有効期間 平成29年9月1日から平成30年8月31日まで

海区漁業調整委員会指示について

1 海区漁業調整委員会とは

漁業法に基づき設置された行政委員会で、公選による漁業者代表9名、知事選任による学識経験者4名及び公益代表2名の15名で構成されています。 漁業権、漁業の許可、漁業者間の紛争調停、遊漁との調整など知事からの 諮問について審議及び公聴会を開催します。また、建議、指示をおこなうこと もあります。

山口県には、日本海側に山口県日本海海区漁業調整委員会、瀬戸内海側に山口県瀬戸内海海区漁業調整委員会の2つの海区漁業調整委員会が設置されています。

2 海区漁業調整委員会指示とは

漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護等を図るため関係者に対して必要な指示をすることができます。これを委員会指示といいます。

漁業調整規則等で固定的に調整することが不適当な事柄について、随時に 局地的に実行確保を図るために発出されます。

なお、関係者とは漁業者及び漁業従事者に限らず、適用すべき全ての方を 含み、特定の方・不特定の方を問いません。委員会指示に違反した場合には、 罰則が適用される場合があります。(1年以下の懲役若しくは50万円以下の 罰金又は拘留若しくは科料)

- 1 海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができる。
- 2 前項の規定による海区漁業調整委員会の指示が同項の規定による連合海区漁業調整委員会の指示に抵触するときは、当該海区漁業調整委員会の指示は、抵触する範囲においてその効力を有しない。
- 3 都道府県知事は、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会に対し、 第一項の指示について必要な指示をすることができる。この場合には、都道府 県知事は、あらかじめ、農林水産大臣に当該指示の内容を通知するものとする。
- 4 第一項の場合において、都道府県知事は、その指示が妥当でないと認めるときは、その全部又は一部を取り消すことができる。
- 5 第一項の規定による指示については、第十一条第六項の規定を準用する。 この場合において、同項中「都道府県知事」とあるのは「海区漁業調整委員会 又は連合海区漁業調整委員会」と読み替えるものとする。
- 6 前項において準用する第十一条第六項の規定による指示に従つてされた第 一項の指示については、第四項の規定は適用しない。
- 7 農林水産大臣は、第五項において準用する第十一条第六項の規定により指示をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事に当該指示の内容を通知しなければならない。ただし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十条の六第一項の規定による通知をした場合は、この限りでない。
- 8 第一項の指示を受けた者がこれに従わないときは、海区漁業調整委員会又は連合海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対して、その者に当該指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することができる。
- 9 都道府県知事は、前項の申請を受けたときは、その申請に係る者に対して、 異議があれば一定の期間内に申し出るべき旨を催告しなければならない。
- 10 前項の期間は、十五日を下ることができない。
- 11 第九項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき又は異議の 申出に理由がないときは、都道府県知事は、第八項の申請に係る者に対し、第 一項の指示に従うべきことを命ずることができる。
- 12 都道府県知事が前項の規定による命令をしない場合には、第十一条第六項の規定を準用する。